

不動産取得税の送付先変更(住所変更)報告の手引き

■ 手続きにあたって

1 利用者登録

大阪府行政オンラインシステムで利用者登録を行う必要があります。利用者登録の流れについては、[こちら](#)をご確認ください。

2 電子署名用アプリケーションのインストール

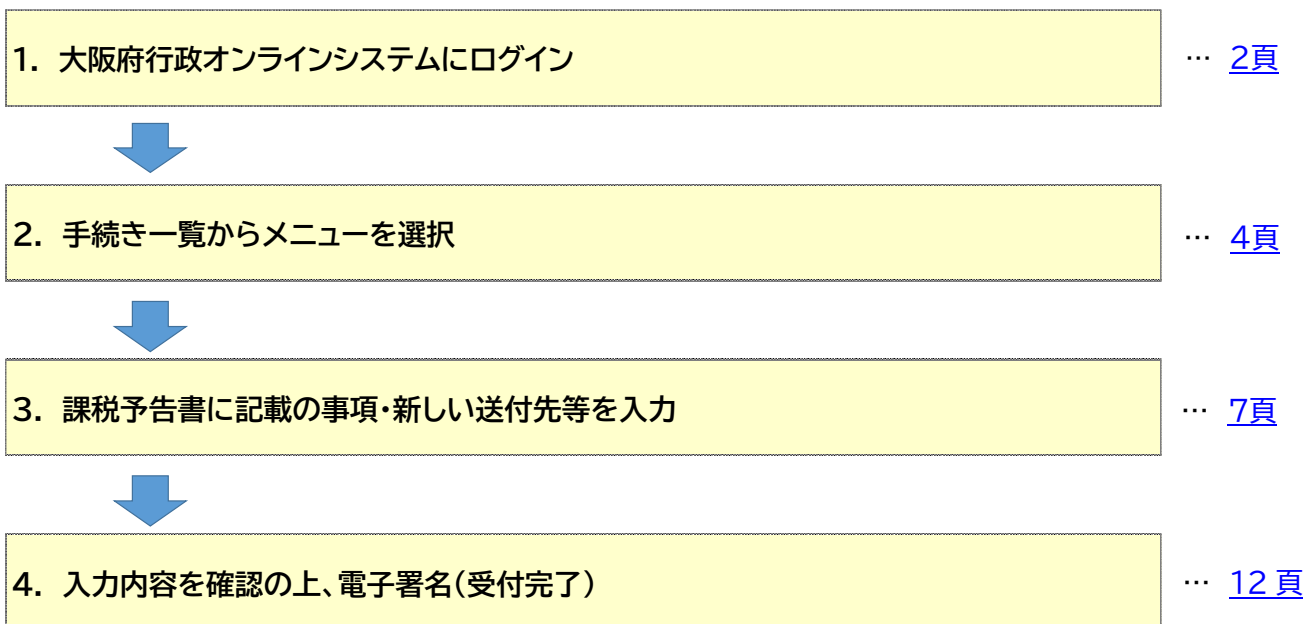
(パソコンの場合)インストールチェック及び流れについては、[こちら](#)をご確認ください。

(スマートフォンの場合)インストールチェック及び流れについては、[こちら](#)をご確認ください。

3 ご用意いただくもの

- ① 府税事務所からの課税予告書(「不動産取得税の課税について(お知らせ)」)
- ② 署名用電子証明書(マイナンバーカード等)
- ③ (パソコンの場合)ICカードリーダー
(スマートフォンの場合)マイナンバーカードを読み取りに対応した機種

■ 手続きの流れ



■ 手続きの期日

課税予告書の右上部に記載の日付の同月 **20日**まで

■ よくあるお問合せ

- Q1 [課税予告書がまだ届いていない場合はどうしたらよいですか。](#)
- Q2 [課税予告書が届いた月の20日までに手続きが出来なかった場合はどうしたらよいですか。](#)
- Q3 [書類のアップロードは必要ですか。](#)
- Q4 [「この手続きの申請には電子署名が必要です。」と表示され、「次へ進む」がクリックできません。](#)
- Q5 [一旦、受付完了\(申請完了\)となった後に、入力内容を修正することはできますか。](#)
- Q6 [一旦、受付完了\(申請完了\)となった後に、取下げすることはできますか。](#)

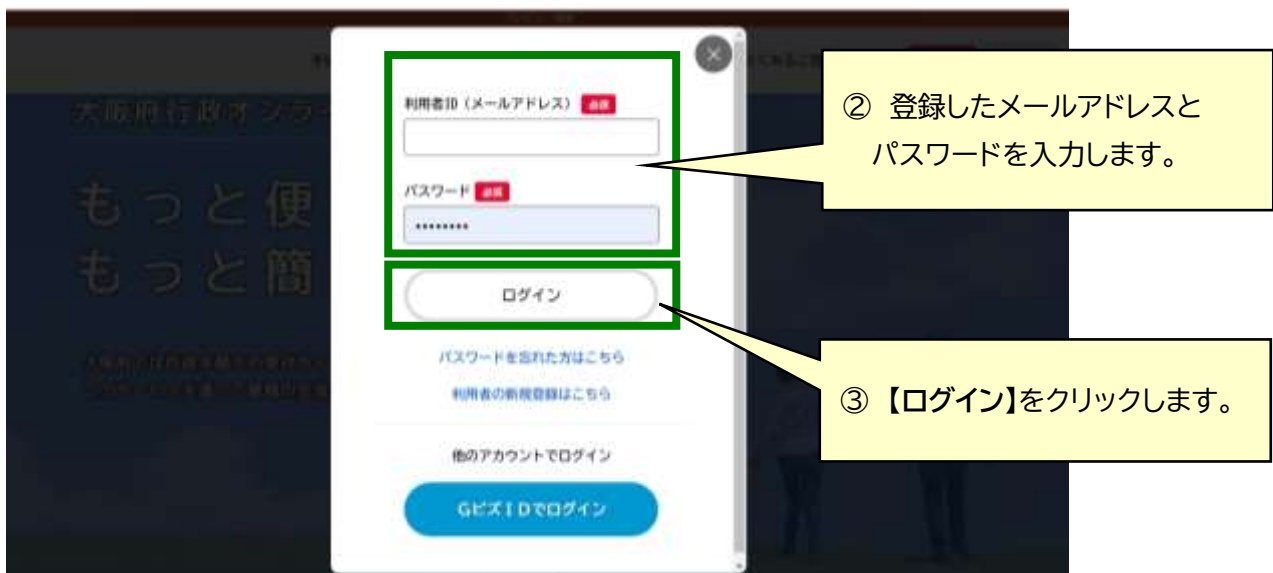
※ この手続きには、大阪府行政オンラインシステムで利用者登録を行う必要があります。利用者登録の流れについては、[こちら](#)をご確認ください。

1. 大阪府行政オンラインシステムにログイン

利用者登録したアカウントでログインします。



(小ウィンドウが表示)



(「ホーム画面」に戻る)



これでログイン完了です。
次は、手続き一覧からメニューを選択します。

[最初に戻る](#)

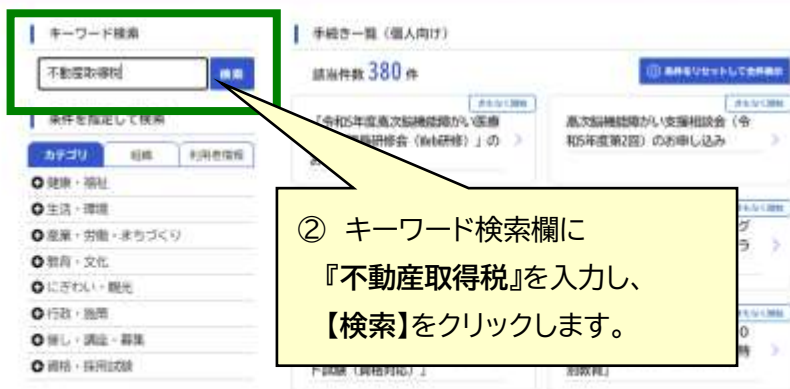
※ この手続きにあたって、電子署名用アプリケーションのインストールを行う必要があります。インストールチェック及び流れについては、[こちら](#)をご確認ください。

2. 手続き一覧からメニューを選択

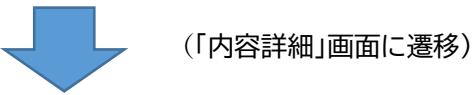
手続き一覧から「不動産取得税の納税通知書兼納付書等送付先変更(住所変更)報告」メニューを選択します。



↓
(「申請できる手続き一覧」画面に遷移)



↓
(画面右「手続き一覧(個人向け)」欄に検索結果が表示)





(小ウインドウが表示)

電子署名が必要な手続きです。
【マイナンバーカード】をご用意ください。

⑤ マイナンバーカード等の電子証明書をご用意の上、【OK】をクリックします。

これでメニューの選択は完了です。

次は、課税予告書に記載の事項や新しい送付先等を入力します。

[最初に戻る](#)

※ この手続きには課税予告書が必要ですので、お手元にご用意ください。

3. 課税予告書に記載の事項・新しい送付先等を入力

課税予告書に記載されている事項や新しい送付先等を入力します。

① 課税予告書の右上部に記載の担当府税事務所をプルダウンから選択します。
 ※ 担当府税事務所がご不明な場合は【担当する府税事務所の確認はこちら】をクリックします。
 (新しいタブ又はウインドウが開きます。)

② 担当府税事務所が表示されていることを確認の上、【次へ進む】をクリックします。



(「申請内容の入力(1/2)」画面に遷移)

③ 課税予告書をご用意の上、【「不動産取得税の課税について(お知らせ)」を用意した】を選択します。

④ 【次へ進む】をクリックします。



(「申請内容の入力(2/2)」画面に遷移)

申請内容の入力



(同画面が展開) ※下図は個人を選択した場合

申請内容の入力

不動産取得税の納税通知書送付先住所変更(住所変更)報告

氏名

個人・法人の種別

個人
法人

氏名(カナ)

生年月日

電話番号

課税予告書に記載の番号(9桁)

新送付先住所(及び現送付先住所)

※ 利用者登録している情報が初期表示されます。

⑥ 次の項目を入力します。
 なお、法人の場合は、名称(カナ)を入力します。

- ・ 氏名(カナ) ※
- ・ 生年月日 ※
- ・ 電話番号 ※
- ・ 課税予告書に記載の番号(9桁)
- ・ 新送付先住所(及び現送付先住所)

※ 利用者登録している情報が初期表示されます。

⑦ 必要に応じて、取得した不動産の種類を選択します。

取得した不動産の種類

土地

家屋

次へ進む

保存してあとで確認する

戻る



(同画面が展開) ※下図は土地及び家屋を選択した場合

⑧ 必要に応じて、取得した土地について次の項目を入力します。

- ・ 所在地、地番、地目、地積 ※
- ・ 登記受付年月日(取得年月日)
- ・ 取得事由
- ・ 登記受付番号

※ 分譲マンション等で敷地権を取得した場合は、課税予告書に記載の地積を記入してください。

⑨ 必要に応じて、取得した家屋について次の項目を入力します。

- ・ 所在地、家屋番号、構造、床面積
- ・ 登記受付年月日(取得年月日)
- ・ 取得事由
- ・ 登記受付番号

⑩ 【次へ進む】をクリックします。

※ この手引きは検証環境で作成しているため、実際の画面表示とは異なる場合があります。

これで課税予告書に記載の事項・新しい送付先等の入力は完了です。
次は、入力内容を確認の上、電子署名をします。

[最初に戻る](#)

※ この手続きには電子証明書及びICカードリーダー(パソコンで手続きの場合)が必要です。ご用意ください。

4. 入力内容を確認の上、電子署名(受付完了)

入力した内容を確認の上、電子署名をします。

① 入力内容を確認し、必要に応じて、**【修正する】**をクリックして修正します。
※ 申請先は修正することができません。

② **【電子署名する】**をクリックします。

このスクリーンショットは、申請内容の確認画面を示しています。画面上部には「申請内容の確認」というタイトルがあります。中央には申請内容の要約が表示されており、右側には「修正する」ボタンが複数配置されています。下部には「電子署名が必要です」というメッセージと「パソコンで電子署名する」ボタンが強調されています。



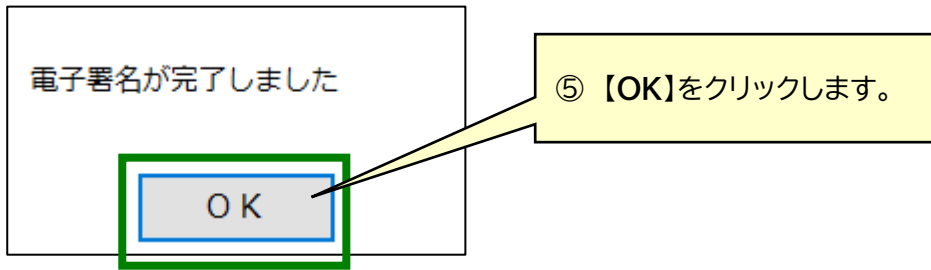
(小ウィンドウが表示)

③ 利用するICカードリーダーを選択し、署名用パスワードを入力します。

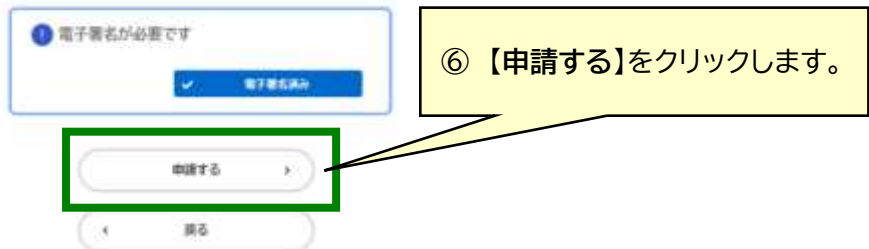
④ **【OK】**をクリックします。

このダイアログボックスは「JPKE署名用電子証明書を用いて署名します」というタイトルを持っています。内部には「使用するカードリーダーを選択してください」というラベルの下に「Circle CIR315 CL 0」が選択されているドロップダウンメニューがあります。また、「署名用パスワードを入力してください (英数字6~16文字)」というラベルの下にパスワード入力欄があります。下部には「OK」と「キャンセル」のボタンが配置されています。

↓ (小ウィンドウが表示)



↓ (「申請内容の確認」画面に戻る)



↓ (小ウィンドウが表示)



↓ (「申請の完了」画面に遷移)



送付先変更(住所変更)の受付完了です。

- ※ 受付完了後および手続き完了後に登録したアドレスにメールが送信されます。
- ※ 受付完了後の進捗状況は「大阪府行政オンラインシステム」のマイページから確認できます。
- ※ マイページからの確認方法は、画面上部の【よくあるご質問】をクリックし、「[7.申請履歴>Q1.申請したデータについて、処理状況を確認することはできますか。](#)」をご確認ください。

[最初に戻る](#)

よくあるお問合せ

Q1 課税予告書がまだ届いていない場合はどうしたらよいですか。

A1 大阪府行政オンラインシステムから手続きはできませんので、「不動産取得税の納税通知書兼納付書等送付先変更報告書」を取得した不動産の所在地を[担当する府税事務所](#)宛てにご提出ください(窓口持参、郵送等)。

Q2 課税予告書が届いた月の20日までに手続きが出来なかった場合はどうしたらよいですか。

A2 取得した不動産の所在地を[担当する府税事務所](#)宛てにお問合せください。ただし、課税予告書が届いた月の翌月初旬には納税通知書兼納付書等を発送しますので、送付先変更を受け付けることが出来ない場合があります。

Q3 書類のアップロードは必要ですか。

A3 書類のアップロードは不要です。ただし、入力された内容の確認にあたり、別途、書類の提出をお願いする場合があります。

Q4 「この手続きの申請には電子署名が必要です。」と表示され、「次へ進む」がクリックできません。

A4 電子署名用アプリケーションがインストールされていない可能性があります。当該表示の下にある記載にしたがって、インストールチェック及びインストールを行ってください。

なお、インストール済みにもかかわらず、当該表示が出る場合は、ページの再読み込みを行ってください。

Q5 一旦、受付完了(申請完了)となった後に、入力内容を修正することはできますか。

A5 修正することはできません。取得した不動産の所在地を[担当する府税事務所](#)へ修正が必要な旨をご連絡ください。

Q6 一旦、受付完了(申請完了)となった後に、取下げすることはできますか。

A6 府税事務所による送付先変更処理が完了するまでの間であれば、マイページから取下げを行うことができます。ただし、送付先変更処理を進めている可能性がありますので、取得した不動産の所在地を[担当する府税事務所](#)へ取下げを行う旨をご連絡ください。

[最初に戻る](#)